

9 発達障がい関係事業について

発達障がい支援について

- ・ 発達障がいとは
- ・ 本県における発達障がい施策の体系
 - (1) 総合的な支援について
 - (2) 医療体制の整備について
 - (3) 家族への支援について
- ・ **市町村担当者の皆さまへ**

発達障がいとは

生まれつきの脳の発達のかたより、アンバランスさ。見た目では分かりにくいため周囲に理解されにくい。

小、中学校通常学級の約8.8%はその特性があると言われる。

認知が広がり、平成17年に発達障害者支援法が施行。障害福祉サービスの利用者也近年急増している。

県内（熊本市を含む）障害福祉サービス利用者数 単位 人

	H29.10	H30.10	R1.10	R2.10	R3.10	R4.10	R5.10	R6.10
児童発達支援及び 放課後等デイサービス 利用者	6, 019	6, 957	7, 852	8, 696	9, 565	10, 520	11, 415	12, 313
対前年比	25.66%	15.58%	12.86%	10.75%	9.99%	9.09%	8.50%	7.87%

※全ての利用者が発達障がいとは限らない

利用者の増加率は鈍化傾向がみられるものの、毎年、約1割ほどの増加

それぞれの障害の特性

- 言葉の発達の遅れ
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、こだわり

知的な遅れを伴うこともあります

自閉症

広汎性発達障害

アスペルガー症候群

- 基本的に、言葉の発達の遅れはない
- コミュニケーションの障害
- 対人関係・社会性の障害
- パターン化した行動、興味・関心のかたより
- 不器用（言語発達に比べて）

注意欠陥多動性障害 AD/HD

- 不注意（集中できない）
- 多動・多弁（じっとしてられない）
- 衝動的に行動する（考えるよりも先に動く）

学習障害 LD

- 「読む」、「書く」、「計算する」等の能力が、全体的な知的発達に比べて極端に苦手

※このほか、トゥレット症候群や吃音（症）なども発達障害に含まれます。

本県における発達障がい施策の体系

1 総合的な支援、2 医療体制の整備、3 家族への支援を3本柱として、発達障がい児（者）とその家族が身近な地域で適切な支援が受けられる施策を推進している。

1 総合的な支援

- 発達障がい者支援センター（県北・県南・熊本市）
- ・福祉、保健、医療、教育、労働などの機関と連携して、ライフステージに応じた支援を実施

2 医療体制の整備

- 発達障がい医療センター
 - ・地域への専門支援
 - ・医師等の養成研修
 - ・普及啓発の実施
- 県医師会
 - ・かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修

3 家族への支援

- 発達障がい者支援センター（県北・県南・熊本市）
- ・保護者の不安を軽減するためのペアレントメンター（※1）の養成
- ・保護者へのペアレント・プログラム（※2）などの実践

（※1）発達障がいのある子どもを育てた経験がある親であって、その経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して助言を行うために一定のトレーニングを受けた者

（※2）親が自分の子どもの行動の特徴を理解したり発達障がいの特性を踏まえた褒め方や叱り方等を学ぶ、地域での普及を図るために開発された簡易なプログラム

1 総合的な支援について

発達障がい者支援センターが支援の中心となり、保育園、学校等の教育機関やその他の支援機関と連携して、ライフステージに応じた相談支援や支援者向けの研修及び啓発活動等を行う。

発達障がい者支援センターについて

(1) 目的

発達障がい児（者）やその家族等への支援を総合的に行うための専門的な相談支援機関。

(2) 設置根拠

【発達障害者支援法第14条】

都道府県知事は、次に掲げる業務を、社会福祉法人その他の政令で定める法人であって当該業務を適正かつ確実に行うことができると認めて指定した者（略）に行わせ、又は自ら行うことができる。

(3) 内容

相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修等

(4) 体制

(北部) 「わっふる」：大津町 (福) 三気の会 H14～

(南部) 「わるつ」：八代市 (福) 清流会 H25～

(社会福祉士等)

+ 地域支援マネジャー（発達障がい地域支援サポート事業を担当）

専門心理士（発達障がい診断待機解消事業を担当）

【6人体制で推進】

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る 成果目標及び活動指標

1 相談支援体制の充実・強化等

障がい者等が地域において自立して生活するためには、相談支援事業所等において障がい者やその家族の複合的な課題を把握し、行政や関係機関と連携しながら適切な福祉、保健、医療サービスにつなげる相談支援体制の構築が重要です。

そのため、各市町村または圏域において、総合的な相談支援や相談支援事業従事者に対する助言・指導に加え、関係機関との連携による地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置を促進します。

また、発達障がい者等が身近な場所で必要な支援が受けられるよう県内3か所に設置した発達障がい者支援センターに、発達障がい者地域支援マネージャーを配置し、対応が困難な事例に対する市町村や事業所への助言等を行います。

(第7期熊本県障がい福祉計画・第3期熊本県障がい児福祉計画より抜粋)

(2) 活動指標

項 目		数 値			考え方
		令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	
①	発達障がい者 支援地域協議 会の開催回数	2回	2回	2回	発達障がい者支援 地域協議会の年間 の開催回数
② 発達障がい者支援センター及び発達障がい者地域支援マネジャーによる支援					
	センターによ る相談支援件 数	6,055件	6,055件	6,055件	センターによる相 談支援を必要とす る相談件数
	センター及び マネジャーの 関係機関への 助言件数	641件	641件	641件	センター及びマネ ジャーの助言を必 要とする数
	センター及び マネジャーの 外部機関や地 域住民への研 修、啓発件数	716件	716件	716件	個々の発達障がい の特性に関する理 解が図られるため に必要な研修、啓 発件数
③ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の開催回数					
	ペアレント トレーニング	122回	134回	162回	ペアレントトレー ニングやペアレン トプログラム等の 支援プログラム等 の開催回数
	ペアレント プログラム	116回	147回	185回	
④	ペアレントメ ンター等を活 用したピアサ ポートの活動 の実施回数	78回	94回	106回	各年度におけるピ アサポートの活動 の実施回数

※数値の算出方法：①、②は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間の実績の平均値です。ただし、令和5年度（2023年度）は見込みの数を用いています。③、④は各市町村が設定した数値の積み上げです。

2 医療体制の整備について

(1) 問題と背景

発達障がいの認知が広がり、発達障がいの有無を調べるため、障害福祉サービスや特別支援教育等の支援を受けるためなど、受診を希望する人が増加している。その一方で発達障がいを診療できる医療機関が少ないため、専門的医療機関に受診が集中している。このため、今、医療が必要な子どもに対して、直ちに医療を提供できない。

(2) なぜ医療機関が少ないのか

○発達障がいの診療には時間がかかる。

- ・ 成育歴や発達障がいを疑うエピソード等について家族や保育士等からの丁寧な聴き取りが必要。
- ・ 子どもの心理検査等による特性のアセスメント

○診療の所要時間に対して診療報酬が低く、民間医療機関では採算に合わない。

○小児科の領域に加え、精神科の療育の知識が求められる。

2 医療体制の整備について

(3) 県取り組み

① 発達障がい医療センター

熊本大学病院へ運営を委託。発達障がいを診療できる医師の養成に取り組む。令和元年10月からは、熊本労災病院（八代市）に発達障がいを診療する外来を開設し、地域の小児科医等との連携（陪席や症例検討会等）した地域医療体制の整備に取り組んでいる。

② かかりつけ医等発達障がい対応力向上研修

県医師会と連携して、地域の小児科医等を対象に一定水準の対応（発達障がいへの気づき、専門医への繋ぎ等）ができることを目指して研修に取り組んでいる。

③ 発達障がい診断待機解消事業

県内2か所の発達障がい者支援センターに心理士を配置し、市町村の保健師を対象に発達障がいのアセスメントスキルを向上させる支援を実施している。地域で医療の必要性の見極めをできるように支援することによって、子どもの特性に合わせた早期支援の実現と、医療機関への受診数の減を目指す。

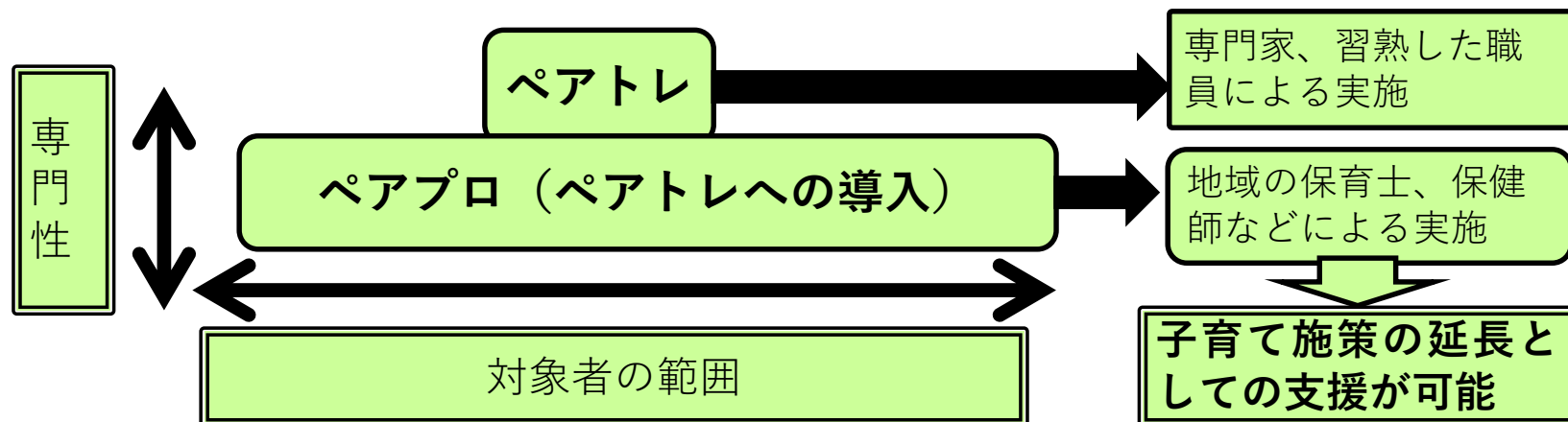
3 家族への支援について

(1) ペアレント・プログラム、茶話会等の取組みの支援

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が支援できるよう、児童発達支援センターや市町村に対して、ペアレント・プログラム等の実施を支援し、身近な地域における家族支援の充実を図る。

※ 平成30年度より市町村でも国庫補助を受けて事業実施が可能になった。

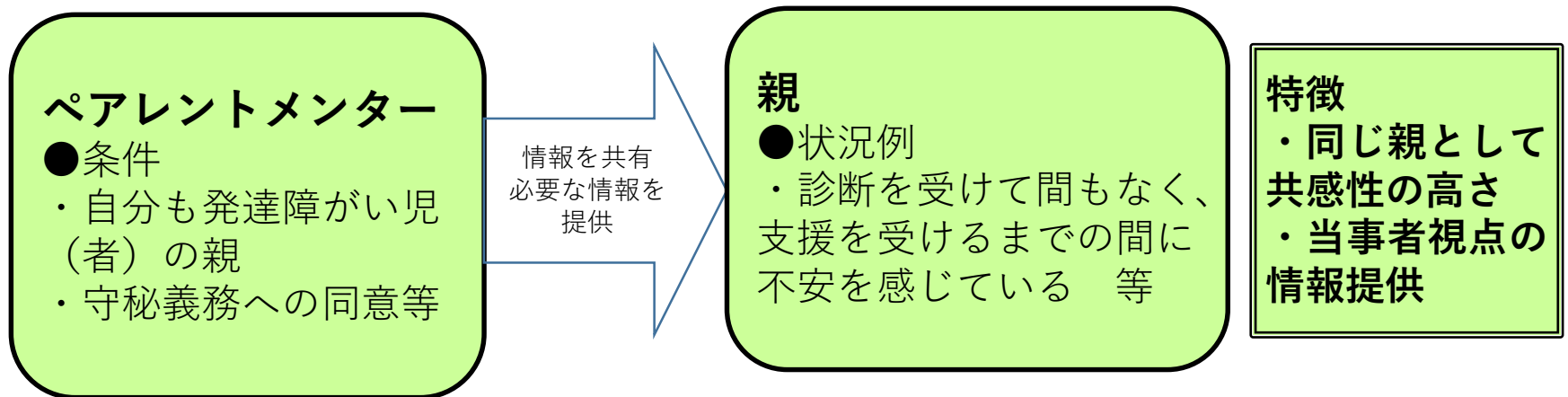
ペアレントトレーニング（ペアトレ）とペアレントプログラム（ペアプロ）の関係図



(2) ペアレントメンターの養成

発達障がい児（者）の子育ての経験のある親が、その経験を活かして、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親に寄り添って話を聞くなどの心理的な支援を行い、心のサポーターとなること。

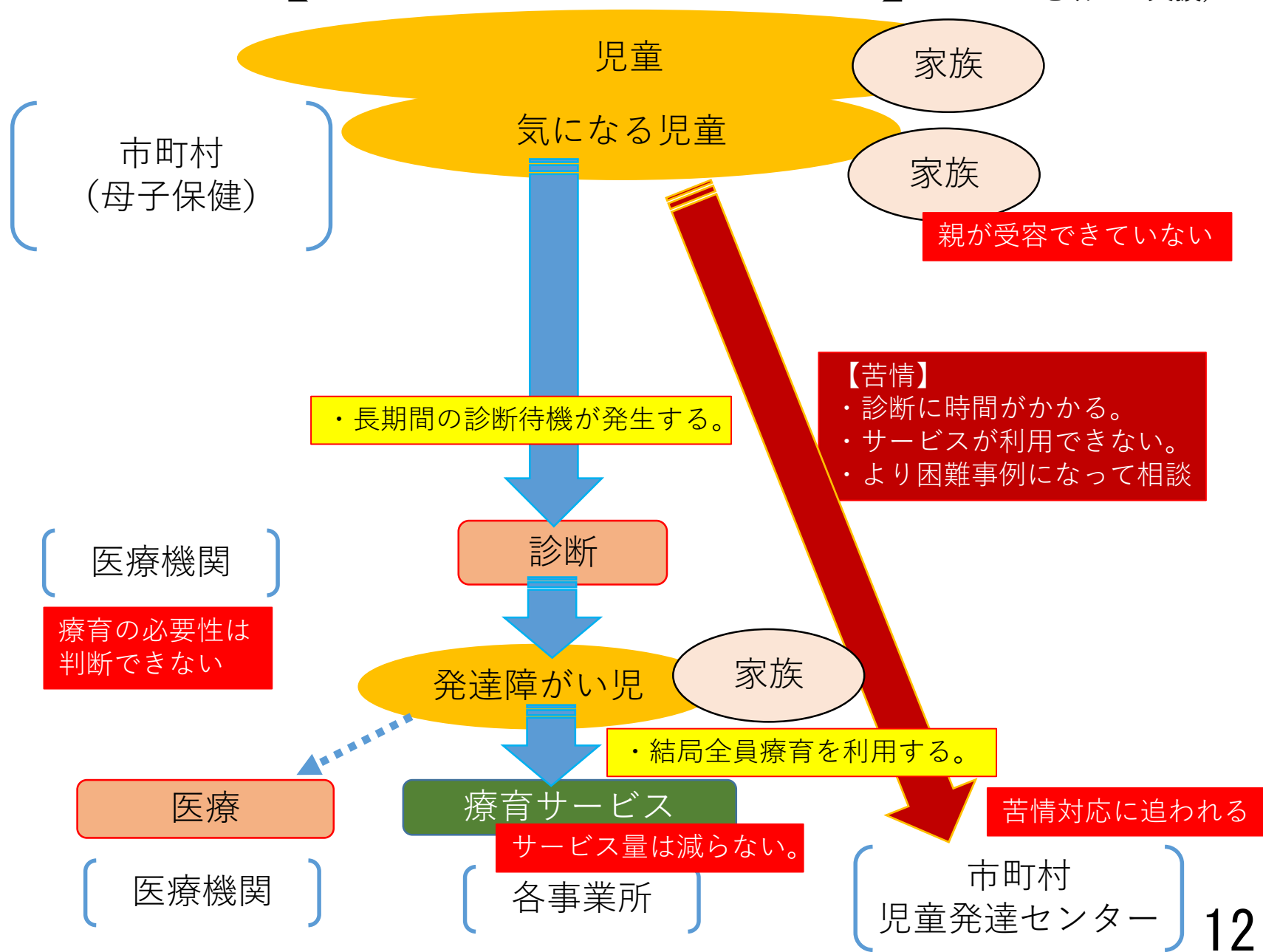
ペアレントメンターの支援イメージ



⇒ (1)、(2) とともに発達障がい者支援センターが実施中。

【上手くいかない事例】

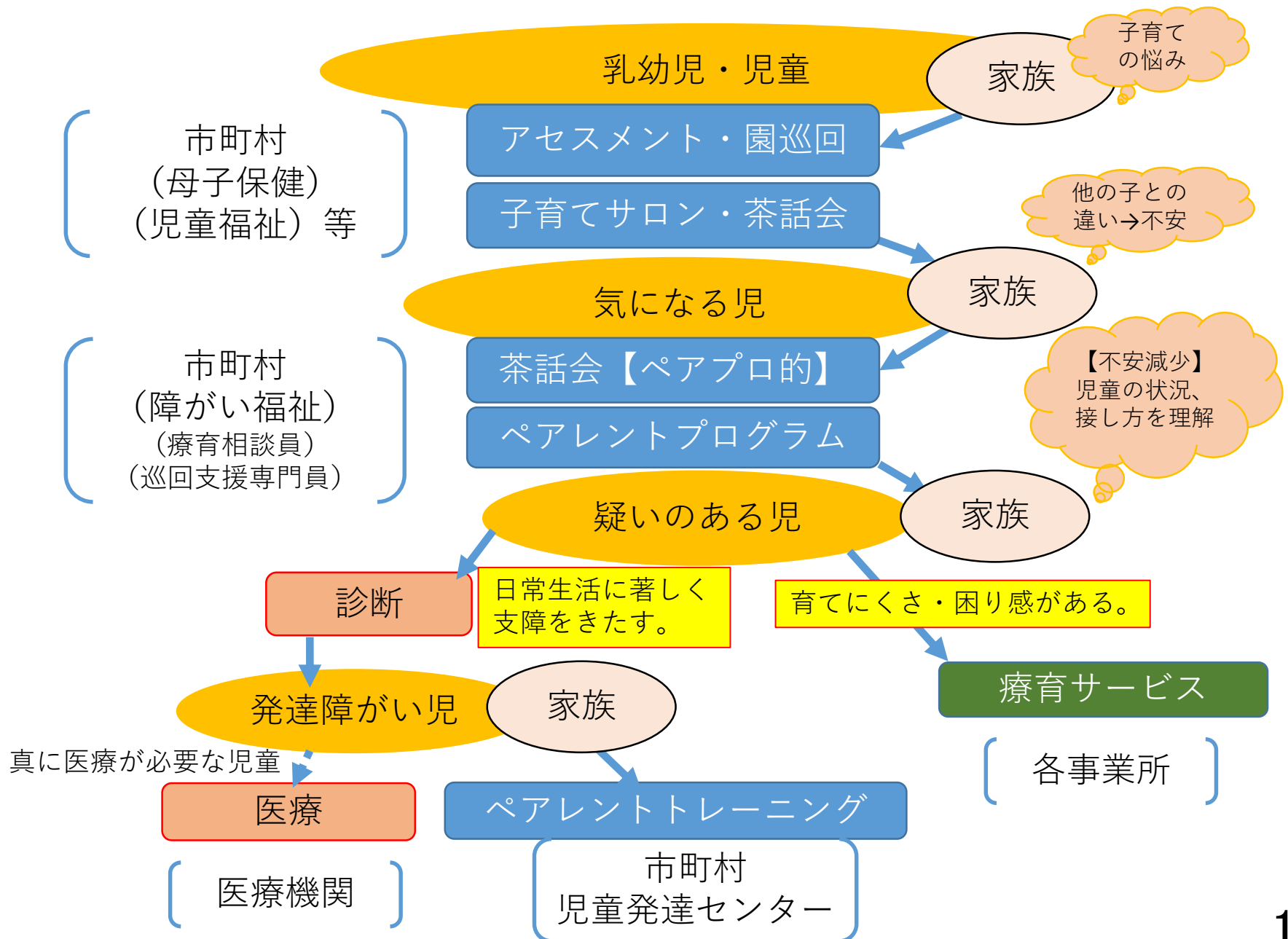
(発達障がいにおける
地域での支援)



発達障がいにおける地域での支援

子どもの状態 (保護者の状況)	主な取組み	取組みの効果・目的	市町村 関係課
(子育ての悩みを相談・共有したい)	子育てサロン 茶話会	子育ての悩みの緩和 保護者自身の気づき	母子保健 児童福祉 障がい福祉 教育
気になる児 (他の子と違う)	アセスメント 巡回支援 茶話会 (ペアプロ要素)	専門家の見立て・助言 同じ悩みを持つ保護者同士の繋がり	
疑いのある児 (育てにくさ、困り感がある)	ペアプロ 【療育】	保護者の理解向上 【特性を踏まえた社会との 関わり方の習得】	
日常生活に著しく支障をきたす	ペアトレ 【診断 (医療)】	保護者の関わり方の改善 【服薬等による症状の改善】	

発達障がいにおける地域での支援フロー図（乳幼児期）



市町村担当者の皆さまへ

(1) 医療が必要な方が速やかに受診できるように

発達障がい診療している医療機関は切迫しています。

発達障がい者支援センターの活用等によりアセスメントスキルの向上を図り、地域で医療の必要性の見極めを充実させるとともに、母子保健主管課や教育委員会との連携などにより、診断がなくても療育や特別支援教育が利用できるよう、地域の支援へつながる仕組みについて検討ください。

(2) 身近な地域での家族支援を充実させるために

発達障がい気になる方やその家族が、医療につながる間の支援として、または、発達障がいの特性を理解し、療育の必要性を見極めるため、身近な地域での、ペアレント・プログラム等の家族支援の実施について、国庫補助事業やセンターの活用も含めて積極的に検討ください。

(3) 発達障がい者支援センターの事業説明について

県では、センターから市町村に対して、各取組み（発達障がい地域支援体制サポート事業、発達障がい診断待機解消事業、ペアレントメンター養成研修事業、各支援者向け研修）を御案内しますので、御了知ください。

なお、センター職員が、訪問等させていただく際は、必要に応じて障がい福祉主幹課、母子保健主管課及び児童福祉主管課の方複数での対応をお願いします。

【参考：地域生活支援促進事業実施要綱】

(別記2－16)

発達障害児者及び家族等支援事業実施要領

1 目的

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障害児者及びその家族に対する支援体制の構築を図る。

2 実施主体

都道府県、**市町村**、特別区

3 事業内容

平成30年4月9日障発0409第8号厚生労働省発社会・援護局障害保健福祉部長通知「発達障害児者及び家族等支援事業の実施について」に基づき実施する。

【事業名】 発達障害児者及び 家族等支援事業	【基準額】 (都道府県及び指定都市) 厚生労働大臣が必要と認めた額 (市町村(指定都市を除き、中 核市、特別区を含む)) 1自治体あたり 年額2,827千円	【対象経費】 発達障害児者及び家族等支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料、広告料)、委託料、会議費、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金	【補助 率】 1/2
------------------------------	--	--	----------------------